

景観配慮協議結果通知書

鎌都景第1267号2
令和3年(2021年)11月26日

李康行様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号		第3-18号
土地利用類型の名称		谷戸の住宅地
景観地区		<input type="checkbox"/> 内() <input checked="" type="checkbox"/> 外
行為の場所(地名地番)		鎌倉市西御門二丁目801番の一部
行為の種類	建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開発	<input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特定地区		<input type="checkbox"/> 内(<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input checked="" type="checkbox"/> 外
協議事項		<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷戸は、鎌倉の特徴的な地形であり、社寺、武家屋敷、別荘など古くから土地利用が行われてきた場所もある。 ・緑に囲まれた戸建住宅を主体とする中に、今も近代鎌倉を象徴する洋館や邸宅などが見られ、鎌倉らしい魅力的な景観が形成されている場所でもあるが、敷地の細分化やそれに伴う宅地内の緑の減少など、住環境の低下やまち並みの魅力喪失といった課題がある。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物を通りから奥まった位置に配置し、通り景観への圧迫感を軽減している。 ・建築物の屋根、外壁は基準内の色彩となっている。 ・建築設備は、通りから目立たない位置に配置されている。 ・接道部及び建物外周は適切に緑化されている。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>
備考		